

令和8年度福島12市町村への移住促進に向けた  
セミナー・ツアー等イベント実施事業業務委託公募型プロポーザル  
質問書に対する回答

令和8年3月2日

	質問項目	質問内容	回答
1	3(2) 移住促進に向けたセミナー等の企画立案・運営等イ 要件(ウ)成果目標	<p>b「行動人数は60名以上を目標とする。」と記載がございますが、ここでいう「行動人数」の定義についてご教示ください。</p> <p>セミナー実施後に参加者が起こした以下の具体的な行動の人数を合算したものとの理解でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12市町村内で実施するイベントへの参加</li> <li>・移住相談の申込</li> <li>・交通費等補助金申請</li> <li>・移住体験ツアーへの応募または参加</li> </ul> <p>また、上記のうち、どの行動を成果指標として重視されているかについてもご教示いただけますと幸いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動人数60名は具体的行動の人数を合算した数となります。具体的行動は、3(2)イ(ウ)以外にも、移住へ向けた行動であれば移住支援センターと協議の上、計測項目に増やすことは構いません。</li> <li>・成果指標としては、どの項目も重要なため偏って重視する項目はありません。</li> </ul>
2	(2) 移住促進に向けたセミナー等の企画立案・運営等イ 要件(エ) 製作物など	<p>a「各回の当日の様子を撮影した上で、ゲストの登壇箇所は移住支援センターWEBサイトに配信するための編集を行うこと」と記載がありますが、以下についてご教示ください。当該「編集」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 動画編集を想定されているものか</li> <li>② 写真撮影および記事化を想定されているものか</li> <li>③ 上記双方を想定されているものか</li> </ul> <p>ご教示いただけますと幸いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出演者の名前、タイトルのテロップなどの編集のみで大きな作業は発生しない想定しております。</li> <li>②写真撮影、会場開催のセミナーのレポート記事は作成を想定しています。</li> <li>③仕様書の3(2)イ(イ)g、並びに3(2)イ(エ)dをご確認ください。</li> </ul>
3	(3) 移住促進に資するツアー等の企画立案・実施業務等イ 要件(ア)企画立案	<p>e「移住体験ツアーの応募者数について、移住検討の確度が高い者を選出するため、参加の定員数に対し、3倍以上の応募者数を集めること。」</p> <p>当該「移住検討の確度が高い者」の判断について、以下をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参加者の最終決定は移住支援センターが行うとの理解でよろしいでしょうか。</li> <li>② 「確度が高い」と判断するための具体的な基準(例：移住検討時期、家族合意状況、就業検討状況等)はございますか。</li> <li>③ 応募者の整理・評価(応募内容の可視化等)は事業者側で行う想定でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相違ありません。</li> <li>②移住の意思が強い方になりますが、詳細は受託決定後にお話しさせていただきます。</li> <li>③相違ありません。</li> </ul>

	質問項目	質問内容	回答
		また、応募者数を定員の3倍以上確保することとされていますが、不採用となった応募者へのフォローについて、移住支援センターとして想定されている対応がございましたらご教示ください。（例：次回優先案内、個別相談誘導等）	・応募されたツアー内容に類似したイベントや移住相談、現地への交通費等の補助金案内などのフォローを想定しています。
4	実施体制について	コンソーシアム（共同事業体※2社予定）で企画提案を検討していますが可能でしょうか。 可能な場合、企画提案書提出の際に連携を組む企業の様式（第3号、第5号、第7号）は必要でしょうか	・応募主体は単一の法人（会社）に限りますが、特定の業務範囲において外部の協力会社を活用していただくことは可能です。 ・その場合、協力会社の企業の様式は必要ありません。
5	仕様書 (1) セミナー・ツアーイベント業務等の共通事項 ア 業務内容 移住支援センター主催イベント以外に、福島県や12市町村が実施する移住イベントや活動への参加促進も含む。	過去の事例や具体的イメージがございましたら、ご教示ください。	・福島12市町村が独自で開催されるイベントや、「ふるさと回帰フェア」「福島くらし&しごとフェア」など多数あります。
6	(3) 移住促進に資するツアー等の企画立案・実施業務等	ア 業務内容 f 当日は行程管理等に対応するスタッフを同行させること。 「行程管理等に対応するスタッフ」とは旅行業法でいう旅程管理者の有資格者を指していますでしょうか。	・旅行業法に基づく、旅行管理主任者の資格を有している方の同行をお願いします。
7	イ要件 (ア) 企画立案 a 移住促進につながるテーマ設定やゲスト選考は、年間を通してツアーとの連動性を意識した一連の企画とすること	ア 業務内容(ア)移住体験ツアー実施・運営業務のaで「7回以上のツアー」、cで「各回テーマを設定し、12市町村の地域性、仕事、暮らしなどが参加者に伝わる内容とすること（例：子育て世帯向け、仕事体験など）」とありますが、イ要件（ア）企画立案のaとの解釈の違いはありますか。	・解釈の相違はありません。セミナー・ツアーとが連動性が意識された企画であれば、セミナー・ツアーのテーマ設定が同一でなくとも構いません。

	質問項目	質問内容	回答
8	<p>5 委託対象経費</p> <p>3) 来訪するツアー参加者の現地まで（出発時の最寄りのJR駅から集合する駅までの公共交通機関に係る料金）及び現地での交通費、宿泊費、食費他、行程表記載の行程実施に係る経費</p>	<p>あくまでも（出発時の最寄りのJR駅から集合する駅までの公共交通機関に係る料金）JR利用が前提でしょうか。</p> <p>例えば自宅から徒歩で私鉄とモノレールを利用して伊丹空港へ移動する場合は経費対象外でしょうか。尚、公共交通機関の解釈は国土交通省法令文書等に記載のある鉄道（JR、私鉄、地下鉄、路面電車）・バス（路線バス、高速バス、コミュニティバス）・タクシー（一般タクシー）・旅客船（フェリー、定期航路）・航空（国内線の定期便）という認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>・JRの最寄り駅から集合する駅までを想定していますが、個人の状況によって適宜対応を検討します。</p>
9	概算払い	委託対象経費の概算払いは可能でしょうか。	<p>・前金払（概算払）については、本業務の契約書において「受託者からの請求により、当センターが必要と認める場合には、委託料の一部（又は全部）を前金払することができます」旨を規定する予定です。一律の支払割合（何割まで）や時期は設けておらず、契約締結後に受託者からの請求理由や必要性を確認したうえで決定することとなります。</p>